

半田市意思疎通支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち、意思疎通支援事業の実施については、半田市障がい者地域生活支援事業実施要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、半田市とする。ただし、事業の一部を市長が適当と認める団体等に委託できるものとする。

(事業内容)

第3条 この事業は、聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等（以下「聴覚障がい者等」という。）に対し、次の事業を行うことにより実施する。

- (1) 手話通訳者設置事業 市役所に用務のため来庁した聴覚障がい者等が円滑に意思伝達できるよう手話通訳者を福祉部地域福祉課に設置する。
- (2) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 聴覚障がい者等が公共機関等で円滑に意思伝達できるよう手話通訳者又は要約筆記者を派遣する。

(設置する手話通訳者の業務)

第4条 設置する手話通訳者は、市役所内にて次の業務を行うものとする。

- (1) 聴覚障がい者等と市職員との通訳及び相談
 - (2) その他市長が必要と認めた業務
- 2 手話通訳者は、前項の業務内容を記録するものとする。

(派遣の対象)

第5条 手話通訳者又は要約筆記者の派遣の対象となる事項は、次のとおりとする。

- (1) 公共機関等における相談手続に関すること。
- (2) 医療機関等における受診等、医療に関すること。
- (3) 公共職業安定所における相談等、就業に関すること。
- (4) 学校行事等への参加等、教育に関すること。
- (5) その他市長が特に必要と認める事項

(派遣の制限)

第6条 市長は、次に該当する手話通訳者又は要約筆記者の派遣は、行わないものと

する。

- (1) 愛知県外への派遣
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした行事等への派遣
- (3) その他市長が適当でないと認めた派遣

(派遣の申請)

第7条 手話通訳者又は要約筆記者の派遣を希望する者(以下「利用申請者」という。)は、手話通訳者・要約筆記者派遣申請書(様式第1。以下「申請書」という。)により、原則として派遣希望日の14日前までに市長に申請するものとする。

2 前項の申請書の提出方法は、手渡し、郵送又はファックスのいずれかによるものとする。

(派遣の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受け付けたときは、派遣の適否を審査し、その結果を手話通訳者・要約筆記者派遣決定(却下)通知書(様式第2)により利用申請者に通知するものとする。

2 市長は、第2条の規定によりこの事業を委託したときは、申請書の写しを受託者に送付するものとする。

3 受託者は、前項の申請書の写しの送付を受けたときは、遅滞なく派遣する手話通訳者又は要約筆記者を市長に報告しなければならない。

(派遣の確認)

第9条 派遣された手話通訳者又は要約筆記者は、派遣活動終了後、手話通訳者・要約筆記者派遣確認書(様式第3。以下「確認書」という。)により派遣された事実について、利用申請者の確認を受けるものとする。

2 派遣された手話通訳者又は要約筆記者は、前項の確認を受けたときは、確認書を市長又は受託者へ提出するものとする。

(利用者負担)

第10条 利用者負担は、無料とする。ただし、手話通訳者又は要約筆記者の派遣において別途入場料等が発生する場合は、利用申請者が当該費用の実費を負担するものとする。

(委託料の請求)

第11条 受託者は、委託料について、手話通訳者設置事業委託料請求書(様式第4)又は手話通訳者・要約筆記者派遣事業委託料請求書(様式第5)により、1か月を

単位として翌月の10日までに市長に請求するものとする。

- 2 受託者は、手話通訳者又は要約筆記者の派遣に係る委託料を請求するときは、第9条第2項の確認書の写しを添付するものとする。
- 3 市長は、第1項の請求があったときは速やかに内容を審査し支払を行うものとする。

(報酬金額等)

第12条 手話通訳者又は要約筆記者の報酬金額は、市長が別に定めるものとする。

- 2 第8条第1項の規定により派遣決定したにもかかわらず、実際に通訳又は要約筆記が行われなかったときは、やむを得ない理由のある場合を除き、市長は、当該派遣に係る報酬又は委託料を支払わない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 「半田市手話通訳設置事業実施要綱」及び「半田市手話通訳者派遣事業実施要綱」は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1 (第7条関係)

年 月 日

手話通訳者・要約筆記者派遣申請書

半田市長 殿

申請者 〒

住 所

氏 名

下記のとおり 手話通訳者・要約筆記者の派遣を申請します。

利用者本人	住 所	(利用申請者と同じ場合は、記入不要。異なる場合は記入のこと。) 〒		
	フリガナ		F A X	
	氏 名		電 話	
派遣希望日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分			
派 遣 内 容	※ 具体的に			
派 遣 場 所	※名称、所在地など具体的に			
待合せ場所・時間				
備 考				

手話通訳者・ 要約筆記者用 記 入 欄 受ける場合は 全項目を記入	依頼を <input type="checkbox"/> 受けます・ <input type="checkbox"/> 受けません (回答締切 月 日)			
	氏 名			
	住 所	〒		
	F A X		T E L	

◇ 申請書送付先 ◇
半田市福祉部地域福祉課

■FAX 0569-22-2904

■TEL 0569-84-0643

手話通訳者・要約筆記者派遣決定（却下）通知書

様

半田市長 印

年 月 日付けで申請のありました手話通訳者・要約筆記者の派遣について、下記のとおり決定（却下）しましたので、通知します。

記

派遣希望日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分			
派遣内容				
派遣場所				
派遣する 手話通訳者又は 要約筆記者	氏名			
	FAX		TEL	
派遣する 手話通訳者又は 要約筆記者	氏名			
	FAX		TEL	

却下理由

手話通訳者・要約筆記者派遣確認書

半田市長 殿

申請者 庁

住 所

氏 名

下記のとおり手話通訳者・要約筆記者の派遣を受けたので報告します。

記

派遣日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分			
派遣内容				
派遣場所				
派遣された 手話通訳者又は 要約筆記者	氏 名			
	F A X		TEL	
派遣された 手話通訳者又は 要約筆記者	氏 名			
	F A X		TEL	

《 業 務 報 告 書 》 手話通訳者・要約筆記者氏名

派遣日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 (合計: 時間 分)			
派遣内容				
派遣場所				
備 考				

